

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

DECEMBER 28TH 2016

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 中央経済工作会議 2017 年経済運営方針決定
- 社会科学院の中国 GDP 成長率予測 2016 年は 6.7% 2017 年は 6.5%

【産 業】

- 11 月の 70 大中都市住宅価格 前月比で上昇が沈静化

【貿易・投資】

- 1-11 月の直接投資 対内投資 3.9%増 対外投資 55.3%増

■ RMB REVIEW

- 心理的節目「7.00」を巡る攻防に注目だ

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「企業投資プロジェクト認可及び届出管理条例」
- 「排気量 1.6 リッター以下の乗用車の車両購入税の減額徴収に関する通知」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆中央経済工作会议 2017 年経済運営方針決定

2017 年の経済運営方針を決める中央経済工作会议が 14 日から 16 日にかけて北京で開催された。

会議では、足元の中国経済について、生産能力の過剰、需給における構造的な矛盾、経済牽引力の不足、金融リスクの一段の増加、一部地域の経済運営に困難が増大等の問題点があることを確認した上で、2017 年の経済運営方針を以下の通り決定した。

＜2017 年主要経済運営方針＞

- ・「稳中求進(安定の中で前進を目指す)」を経済運営の基調とする
- ・積極的な財政政策と穏健・中立な金融政策を維持する
- ・為替相場の柔軟性を増し、人民元の合理的で均衡のとれた水準を維持する
- ・金融リスクの防止を一段と重要な位置付けとし、不動産バブルを抑制する
- ・供給側改革を継続し、「三去一降一補」^(注)の行動指針を徹底する
- ・実体経済を振興し、供給の質と競争力を向上させる

(注)過剰生産能力の削減、不動産在庫の削減、企業レバレッジ比率の引下げ、企業経営コストの軽減、脆弱産業の強化

今年の会議では不動産バブルに対する懸念が強く示され、不動産バブルの抑制について、「住宅は住むものであって投資するものではない」という認識を明らかにし、居住用の住宅購入を支援する一方で、投資用の住宅購入への融資を厳格に制限する方針を強調した。但し、不動産抑制は経済成長に悪影響を及ぼす可能性もあるため、不動産市場の大幅な変動は回避し、地方の中小都市の不動産在庫削減を引き続き進めていくとの考えも示した。なお、既に今年 9 月末から、一部の都市では、住宅ローンの頭金比率の引き上げや、住宅購入の資格要件の厳格化等の不動産購入抑制策が導入されている。

◆社会科学院の中国 GDP 成長率予測 2016 年は 6.7% 2017 年は 6.5%

政府系シンクタンクの中国社会科学院は 19 日、「2017 年経済青書」を発表し、中国の 2016 年の GDP 成長率について、6.7%前後との見通しを示した。第 1 四半期から第 3 四半期までいずれも前年同期比+6.7%の成長率を維持しているため、政府の 6.5%～7.0%という通年目標を達成する見込みで、引き続き妥当な成長率の範囲内にあるとした。

足元の中国経済については、①経済成長率は安定しているものの、下振れ圧力が引き続き増大、②デフレ圧力が弱まる一方、インフレ要因が増加、③固定資産投資の伸びが鈍化し、投資構造が多様化、④個人住宅ローンが急増する一方、企業の中長期借入の伸びが大幅鈍化、⑤国際収支が均衡を保つ一方、外貨準備高の減少が続く、人民元安の圧力増大、という 5 つの特徴を挙げ、今後については、企業の税負担軽減を中心とした積極的な財政政策に注力し、適切な流動性を確保する金融政策を維持することが重要と提言した。

なお、2017 年の GDP 成長率については 6.5%前後と予測。主要経済指標のうち、固定資産投資については +8.7%、消費財小売総額は +8.8%といずれも伸びは鈍化に向かい、CPI は +2.2%と緩やかに上昇するとの見通しを示した。

【産業】

◆11 月の 70 大中都市住宅価格 前月比で上昇が沈静化

国家統計局は 19 日、11 月の 70 大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月より 7 都市減少して 55 都市、下落した都市数は前月より 4 都市増加して 11 都市となった。

具体的には、泉州市(福建省)が前月比+2.1%、揚州市(江蘇省)・韶関市(広東省)が同+1.9%と上昇幅が大きく、杭州市(浙江省)が同▲0.4%、深圳市が同▲0.3%と下落幅が大きかった。

また、対前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月から横ばいの 65 都市、下落した都市数も前月から横ばいの 5 都市だった。

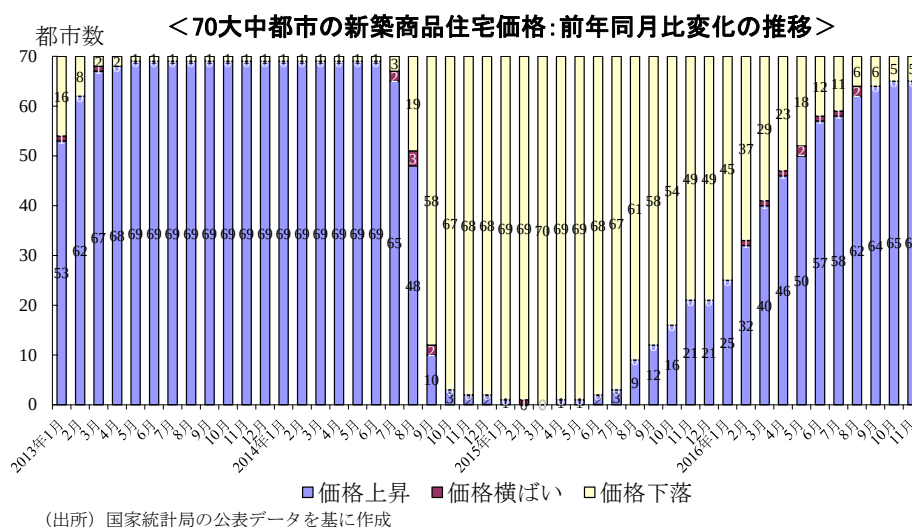
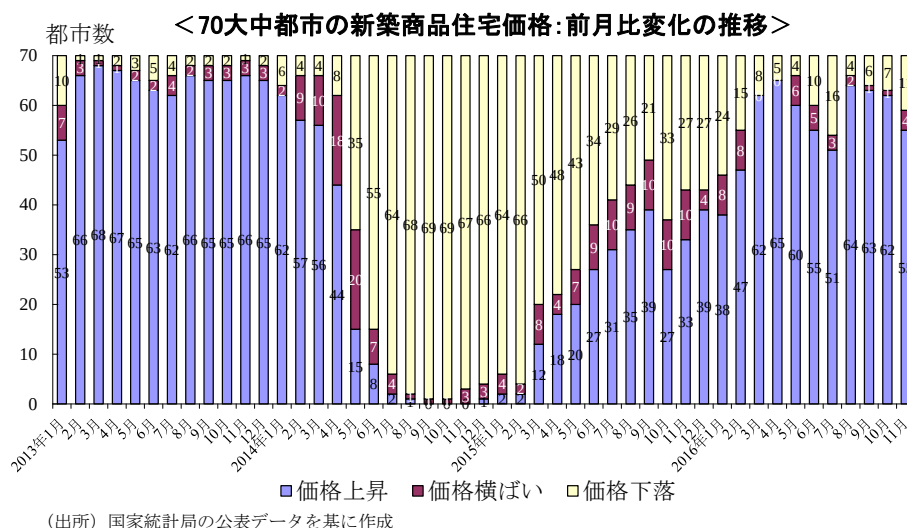
具体的には、合肥市(安徽省)が前年同月比+47.6%、廈門市(福建省)が同+43.9%、南京市(江蘇省)が同+42.8%と上昇幅が大きく、錦州市(遼寧省)が同▲3.3%、ウルムチ市(新疆ウイグル自治区)が同▲1.9%と減少幅が大きかった。

同局は 11 月の住宅価格について、前月比では一線都市^(注)、二線都市^(注)、三線都市^(注)共に総じて安定しており、対前年同月比でも、一線都市の上昇幅が 2 ヶ月連続で鈍化したと指摘。また、一線都市と人気のある一部の二線都市計 15 都市では、9 月以降に導入された住宅購入制限策の効果が現れ、11 月後半の住宅価格は明らかに落ち着きを見せていると評価した。

(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の 4 都市

二線都市:省都、副省都都市を含めた 31 都市

三線都市:70 都市から上記一線・二線都市を除いた 35 都市



【貿易・投資】

◆1-11月の直接投資 対内投資 3.9%増 対外投資 55.3%増

商務部は15日の記者会見で、1-11月の対内・対外直接投資の統計データを発表した。

＜対内直接投資＞

1-11月の対内直接投資(除く金融業)について、新規設立の外資企業数は前年同期比+3.0%の24,355社、対内直接投資額(実行ベース)は同+3.9%の1,137.9億米ドルとなった。

地域別では、米国からの投資が前年同期比+55.4%、EUからが同+43.9%と大きく増加した。

業種別では、サービス業への投資額の伸びが顕著で、コンピューター応用サービス業が前年同期比+123.0%、情報・コンサルサービス業が同+71.9%となった。一方、製造業では、医薬製造業が同+65.3%、汎用設備製造業が同+16.6%と伸びが高かった。

＜対外直接投資＞

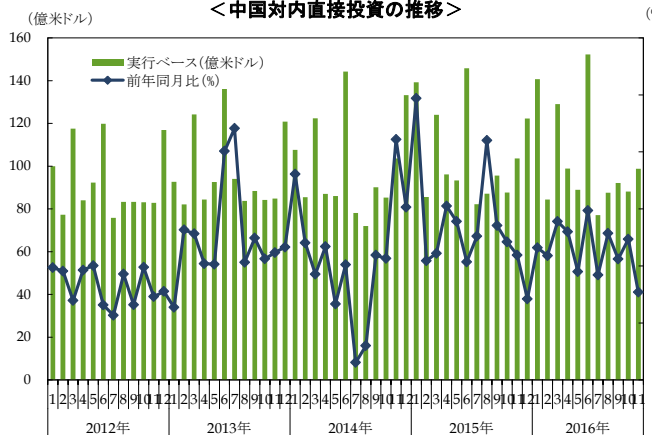
1-11月の対外直接投資額(除く金融業)は、前年同期比+55.3%の1,617.0億米ドルとなった。

業種別の投資額構成比では、ビジネスサービス業が24.9%、製造業が18.4%、卸・小売業が16.3%、情報通信・情報技術サービス業が11.9%と、ビジネスサービス業への投資が多かった。なお、設備製造業への投資が前年同期の2.8倍の167.6億米ドルに上った。

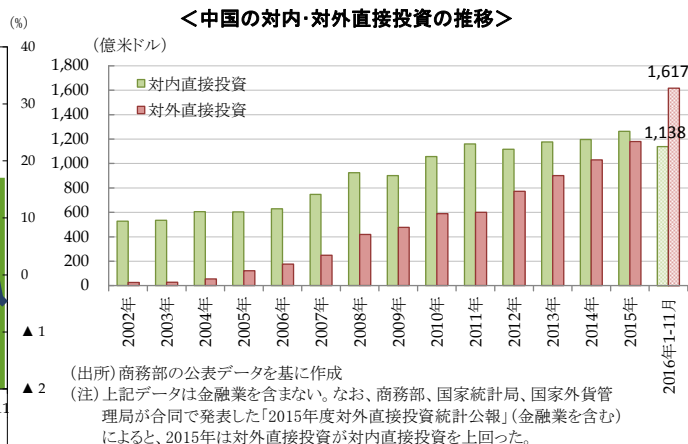
また地方企業(地方政府が管轄する国有企業・民間企業)の対外投資も活発で、1-11月の地方企業による対外直接投資は前年同期の2.1倍の1,418.4億米ドルと、対外投資全体の約9割を占め、うち、上海市、広東省、北京市の企業の対外投資額が最も多かった。

なお、6日に商務部、国家発展改革委員会、人民銀行、国家外貨管理局の4部署は連名で、最近増えつつある不動産、ホテル、娯楽等の名目による合理性に欠ける対外投資を注視し、特に企業の本業と関係のない大口対外投資、「親子大(出資元に比べて出資先の資本規模が大きい対外投資)」型や「快設快出(企業新設後直ぐに行う対外投資)」型の投資について、監督官庁が厳しく注意を払っているとの声明を発表した。

＜中国対内直接投資の推移＞



＜中国の対内・対外直接投資の推移＞



RMB REVIEW

◆心理的節目「7.00」を巡る攻防に注目だ

12月の人民元相場は、米国債利回りの上昇に伴う「ドル高」と、国内から国外への資本流出を背景とした「元安」が重なり、月を通して上値の重い展開が継続した。米FOMC後の12/16には、約8年7ヶ月ぶり安値を示現するなど、下値不安が急速に高まった。資本流出の動きが燦る中で、来月も下落リスクを警戒する。心理的節目「7.00」を巡る攻防に注目だ。

・12月のレビュー

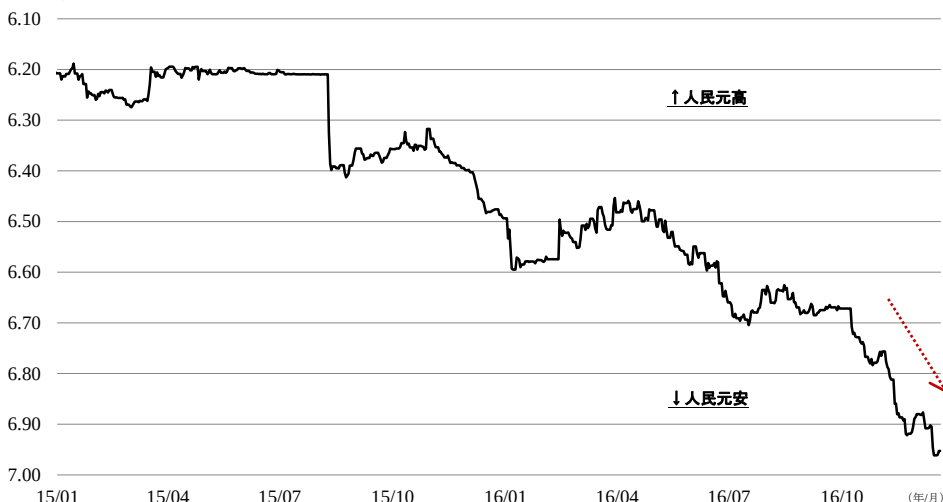
12月のオンショア人民元(中国国内市場、CNY)は、月初6.89台半ばで寄り付いた後、当局による(元買い)介入観測を背景に反発。12/6には、約3週間ぶり高値6.8627まで上昇した。しかし、同水準では上値も重く、その後は、終始一貫して下落。米国債利回りの上昇に伴う「ドル高」と、資本流出を背景とした「元安」が重なる中で、12/16には、約8年7ヶ月ぶり安値6.9616まで下落した。もともと、月後半にかけては、当局による介入警戒感や基準値の元高シフトを背景に反発。本稿執筆時点では、6.94台後半で推移している(第1図)。

一方、対円相場(CNYJPY)は、月を通して底堅く推移。ドル円の上昇に連れる形で、12/15には、約8ヶ月ぶり高値17.10まで上昇した。引けにかけて小反落するも下値は堅く、本稿執筆時点では、16.93近辺で推移している。

尚、12/14～12/16にかけて北京で開催された中央経済工作会议では、「積極的財政政策」と「穏健で中立的な金融政策」、「構造改革の推進」や「不動産バブル抑制」など、2017年の主要運営方針が示された。来秋の共産党大会を前に、政府・当局は、「経済の安定」を優先する構えを示しており、とりわけ、不動産バブル抑制に注力しそうだ。こうした中、金融政策面では、「中立」との文言を新たに追加。金融緩和に慎重なスタンスを見せたことから、追加緩和観測が後退し、長期金利の上昇に繋がった。

第1図：人民元(対ドル相場)の推移

(USDCNY、逆目盛)



(資料) Bloomberg より三菱東京UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・元安を加速させ得る3つの要因

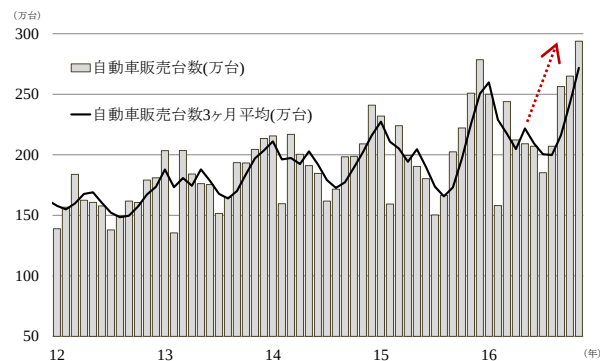
元の下値不安が急速に高まりつつある。米利上げ観測の台頭に伴う「ドル高」が一因ではあるものの、①中国の景気減速懸念、②国内から国外への資本流出の動き、③外貨準備減少に伴う介入余力への不信感など、中国側

の要因も少なくない。本稿では、こうした中国側の要因を整理の上、人民元相場の先行きについて展望する。

元安要因①(燃る景気減速懸念)

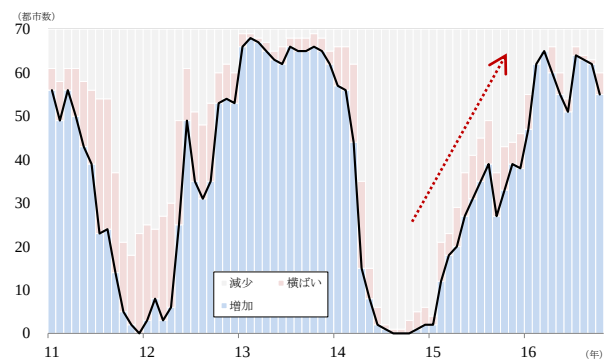
中国経済を巡っては、過剰な資本ストックの調整に伴う下押しが継続している。今月発表された中国の主要経済指標は、総じて良好な結果が示されたものの、その背景が、自動車減税終了に伴う駆け込み需要¹や(第2図)、住宅価格高騰に伴う不動産セクターの押し上げ効果(第3図、第4図)、政府主導のインフラ投資など(第5図)、政策効果に依存している点は無視できない。事実、固定資産投資の内訳である不動産開発投資、インフラ投資は引き続き底堅さを維持する一方、民間投資や製造業の設備投資は依然力強さを欠いている。政府・当局が住宅価格抑制に取り組む中で、足元の底堅い動きが持続するとは考え難く、今後は、駆け込み需要後の反動減、住宅ブーム沈静化に伴う不動産開発投資の下振れ、インフラ投資の実行ペース鈍化などが、中国経済の重石となりそうだ。トランプ新政権発足後には、米中関係の緊迫化や対米貿易摩擦、世界的な保護主義への傾斜など、外部環境にも不透明感が燃る。中国経済を巡る減速懸念は、2017年以降も継続しそうだ。

第2図：中国の自動車販売台数の推移



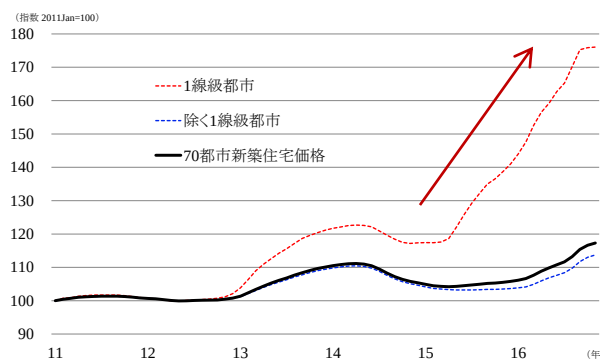
(資料) Bloomberg より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第3図：中国の新築住宅価格(前月比増減・都市数)



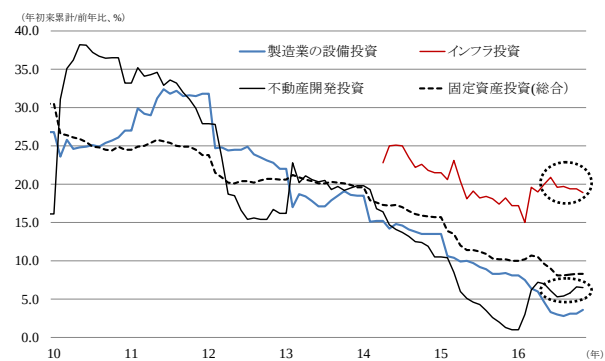
(資料) 中国国家统计局より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：中国の新築住宅価格の推移



(資料) 中国国家统计局より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第5図：中国の固定資産投資の推移



(資料) 中国国家统计局より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

元安要因②(高まる資本流出懸念)

国慶節明けとなる 10/10、当局はこれまで防衛ラインとして意識されてきた「6.70」の大台突破を容認した。これを受けて市場では、当局が人民元安「誘導」を再開するのではないかと懸念が広がり、元はその後一方向で下落。トランプ氏勝利確定後のドル高、米利上げ観測の高まりなども重なる中で、今月中旬には、約8年7ヶ月ぶり安値 6.9616 まで下落した。こうした中、中国では、本年2月以降、影を潜めていた資本流出の動きが活発化。既存

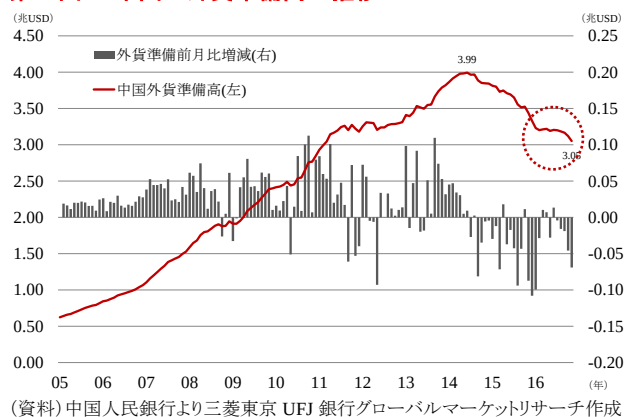
¹ 中国財務省は、小型乗用車を対象とする減税期限を、2016 年末から 2017 年末まで、1 年間延長する旨を発表した(12/15)。但し、購入時にかかる税金はこれまでの 5.0%から 7.5%まで引き上げる(通常時は 10.0%)。

の資本規制を掻い潜る形で、国内から国外への流出が加速した。政府・当局は、「資本流出を伴う元安」は許容しないスタンスを見せていることから、10月以降、对外投资の管理強化や外貨購入制限、地下銀行に対する取り締まり強化を相次ぎ実施。高まる資本流出圧力を前に、当局の焦りが垣間見られた。もっとも、こうした状態が長続きするとは考え難い。米ドル、ユーロ、英ポンド、日本円と並び、SDR (IMF の特別引き出し権) 構成通貨の一員となった今、資本移動の「不自由化」は、IMF 加盟国による干渉や批判に繋がり易い。事実、IMF は今夏の年次審査報告書の中で「2018 年までに変動相場制に移行することが重要なゴールである」との見解を発表。本年 9 月末には、ルー米財務長官より「人民元が SDR 構成通貨に加わったとはいえ、世界の準備通貨からはかけ離れている」、麻生財務相より「中国は通貨管理をオープンにしなければならない」「価格管理は SDR 構成通貨の資格に欠ける」等の意見がそれぞれ述べられた。人民元国際化を逆行させ得る資本規制の強化は、外資による中国向け投資意欲を削いだり、企業活動の妨げに繋がる副作用を孕む。この為、資本規制を長期化させることは非現実的であり、この先も資本流出と人民元安の並存が続きそうだ。

元安要因③(介入余力への不信感)

通貨安を食い止める方法として、一般的には、①資本規制の強化、②政策金利の引き上げ、③為替介入などが考えられる。①については、上述の通り、副作用を伴うことから、長期化が難しい。②についても、景気減速下での金融引き締めは、経済への下押しを招くことから現実的ではないだろう。結果、上記③の為替介入が選好される。但し、外貨準備が有限である以上、無制限に介入を行うことは出来ない。外貨準備が急減すれば、却って介入余力への不信感を招き、投機筋による元売り仕掛けを刺激するリスクを伴うからだ。事実、最近では、外貨準備が約 5 年 8 ヶ月ぶり低水準を記録する中(第 6 図)、通貨オプション市場ではリスクリバーサルの上昇(ドルコール人民元プットオーバー)が目立つようになった(第 7 図)。投機筋が元安に対する警戒感を強めた証左といえよう。トランプ新政権発足後に、中国が為替操作国に認定されれば、為替介入を通じた人為的な相場誘導は、一層やり辛さを増すだろう。以上の観点から、介入を通じた通貨安抑止効果は限定的と考える。

第 6 図：中国の外貨準備高の推移



第 7 図：オフショア人民元のリスクリバーサル



・今後の見通し

メインシナリオ (55%、短期的に元安進行、中長期的に元高回帰)

燃る景気減速懸念と高まる資本流出圧力、介入余力への不信感や人民元国際化に伴う資本開放や変動相場制移行への想起が、短期的に人民元を押し下げよう。トランプ新政権に対する期待感や、米利上げ観測の高まり、米中金融政策の方向性の違いも、人民元の下落材料となりそうだ。当方では、メインシナリオとして、向こう 6 ヶ月で最大 7.20 程度までの下落を想定する。もっとも、中長期的には、経常収支黒字の拡大や、構造改革進展に伴うディスインフレ (実質金利の高止まり懸念)、元の地位向上に伴う準備資産としての人民元保有ニーズが、続落を

阻もう。米国による保護主義傾斜がドル安を招けば、人民元が対ドルで反発する可能性もあるだろう。よって、短期的に元安が続くも、中長期的に持ち直す展開をメインシナリオとして想定する。

サブシナリオ(35%、年を通して元安進行、但し下落速度は幾分緩やか)

中国経済を巡る先行き不安が高まれば、当局は輸出支援や国内消費の活性化を目的に、通貨安容認姿勢を一段と強めよう。この場合、当局は介入頻度を低下させることによって、年間を通した元安を容認すると見られる。もっとも、過度に元安が加速する局面では、資本流出への波及を警戒し、介入観測や資本規制を用いて、下落速度を和らげよう。サブシナリオでは、本年同様、年 6~7%程度の減価を見込み、今後 1 年で最大 7.40 程度までの下落を想定する。

リスクシナリオ(10%、介入余力への不信感が人民元急落を招くシナリオ)

外貨準備の減少が深刻化すれば、介入余力への不信感から投機筋による「元売り」が活発化する恐れがあるだろう。当局は、資本規制の強化や、金利引き上げなどを通じて通貨防衛を図ると見られるが、勢いついた資本流出の流れ、投機筋による元売りを止めることは容易ではない。最悪の場合、人民元の切り下げを余儀なくされる可能性もあるだろう。リスクシナリオでは、サブシナリオで示した 7.40 を超える急落を想定する。

予想レンジ	1 月~3 月	4 月~6 月	7 月~9 月	10 月~12 月
USD/CNY	6.850~7.150	6.900~7.200	6.750~7.000	6.700~6.900
CNY/JPY	16.3~17.6	16.1~17.5	15.9~17.4	15.7~17.3

(12 月 22 日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2016.12.19	6.9398	6.9392~6.9480	6.9450	-0.0097	5.9180	0.0329	0.89437	-0.0018	7.2591	-0.0189	2.6000	3265.03	-5.81
2016.12.20	6.9497	6.9497~6.9518	6.9509	0.0059	5.8828	-0.0352	0.89505	0.0007	7.2184	-0.0407	3.0000	3270.32	5.29
2016.12.21	6.9482	6.9400~6.9525	6.9512	0.0003	5.9153	0.0325	0.89539	0.0003	7.2268	0.0084	2.4800	3286.20	15.88
2016.12.22	6.9480	6.9443~6.9490	6.9466	-0.0046	5.9103	-0.0050	0.89499	-0.0004	7.2596	0.0328	2.5400	3287.84	1.64
2016.12.23	6.9497	6.9477~6.9503	6.9494	0.0028	5.9193	0.0090	0.89561	0.0006	7.2618	0.0022	2.4500	3256.25	-31.59

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2016 年 12 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[行政法規] 【投資管理制度】 ●「企業投資プロジェクト認可及び届出管理条例」(国务院令第 673 条、2016 年 11 月 30 日公布、2017 年 2 月 1 日施行) ●「国务院の政府認可の投資プロジェクト目録(2016 年版)の発布に関する通知」(国発[2016]72 号、2016 年 12 月 12 日発布・実施)	企業が固定資産投資を行う場合の行政手続きに関する法規。詳細は下記の解説をご参照。 ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/14/content_5147959.htm 上記の条例に規定される認可管理のプロジェクト目録。詳細は下記の解説をご参照。 ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/20/content_5150587.htm
[政策] 【行政改革】 ○「国家工商行政管理総局の工商登記事前審査・許可事項目録の調整に関する通知」(工商企注字[2016]198 号、2016 年 10 月 13 日発布・実施)	企業の設立・変更・抹消登記前に取得が必要な許可事項の最新版。2016 年 10 月現在、設立登記前に取得しなければならない許可事項は 34 項目、変更・抹消登記前の許可取得事項は 30 項目。 ■このうち、外商投資企業に関係する主な設立登記前の許可事項は、「証券公司設立審査・認可」、「国家が定める参入特別管理措置実施にかかる外商投資企業の設立及び変更審査・認可」、「中外合弁・合作印刷企業及び外商独資包装裝飾企業印刷企業審査・認可」、「危険化学品経営許可」、「外資銀行営業性機構及び分支機構設立審査・認可」、「汎用航空企業経営許可」、「宅配便業務経営許可」など。 ■原文は国家工商行政管理総局の下記サイトをご参照。 http://qyj.saic.gov.cn/wjfb/gszjfb/201612/t20161208_173150.html
【税】 ○「排気量 1.6 リッター以下の乗用車の車両購入税の減額徴収に関する通知」(財税[2016]136 号、2016 年 12 月 13 日発布、2017 年 1 月 1 日実施)	小型乗用車に対する税の優遇。2015 年 9 月からの時限措置を 2017 年末まで延長するもの。ただし、税率は従来の 5%から 7.5%に引き上げ、2018 年からは標準の 10%に戻すとしている。 ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201612/t20161215_2483048.html
[規則] 【加工貿易】 ○「加工貿易項目下での消耗性材料	加工貿易で輸入する消耗性材料に対して、税関が原材料と同様

輸入管理の規範化に関する公告」 (税関総署公告 2016 年第 67 号、 2016 年 11 月 24 日公布、2017 年 1 月 1 日施行) 【税】 ○「企業所得税の関係問題に関する 公告」(国家税務総局公告 2016 年 第 80 号、2016 年 12 月 9 日発布・ 実施)	に個別に保税監督管理を行うもの。 ■要点は以下の通り。 ①消耗性材料とは、完成品の加工・輸出に必要なもので、生産過程で直接使用するが、完成品の材料にはならないものをいう。 (生産設備・工具の破損しやすい部分品、エンジンオイル・潤滑油、印刷用フィルム、検査用材料、作業着・帽子・手袋等は含まない。) ②消耗性材料の保税輸入を申請する場合、加工貿易企業経営状況及び生産能力証明に明記し、加工貿易手冊(電子手冊)を開設・変更する際に個別の申告表を提出する。 ③手冊には、輸入原材料・部品、輸出完成品ともに消耗性材料を記入し、生産の実態により消耗量を査定し、規定の期間内に消し込みを申告する。 ④消耗性材料またはその完成品を国内で販売する場合は、輸入税と延滞利息を徴収し、輸入許可証管理に該当する場合は、国内販売時に輸入許可証を提出する。 ■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info831654.htm 企業所得税の若干の取り扱いに関する規定。2016 年度以降の年度で調整する。 ■要点は以下の通り。 ①企業従業員の業務出張で、交通機関の利用に当たって支出した傷害保険料は、課税所得から控除してよい。 ②企業が資産を他人に移送し、所有権を変更した場合は販売収入として認識するが、その収入は公正価値に基づいて確定する。 ■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2410266/content.html
---	--

● 投資プロジェクト手続きに関する規則と政府認可投資プロジェクト目録が公布される

- ・11 月 30 日付で「企業投資プロジェクト認可及び届出管理条例」が公布され、12 月 12 日付でその関連規定である「政府認可投資プロジェクト目録」が公布、施行された。
- ・従来、企業が固定資産投資(工場・ビル・インフラ施設などの新設・拡張・改造への投資)を行う場合、国家発展改革委員会または地方発展改革部門の認可または届出の手続きが義務付けられている。外商投資企業は、「外商投資プロジェクト認可及び届出管理弁法」(2014 年 12 月 27 日改正公布、同年 6 月 17 日施行)が適用され、内資企業は別の規則が適用されてきたが、それらが統合され、行政法規に昇格したもの。

<条例の要点>

- ①管理方式:投資プロジェクトの内容により、認可管理または届出管理とする。

認可管理のプロジェクトは、「国家の安全、全国の重大な生産力配置、戦略的資源開発及び重大な公共利益等に関わる」もので、具体的には「政府認可の投資プロジェクト目録」による。
その他のプロジェクトは全て届出管理とする。

- ②認可・届出の申請:「プロジェクト・オンライン監督管理プラットフォーム」という専用ネットを通じて行う。
- ③申請時に提供する情報:認可管理のプロジェクトは、企業の基本状況、プロジェクト状況、資源利用状況及び生態環境影響分析、経済・社会影響分析などを所定のプロジェクト申請書に記入して送信する。同申請書は企業が自ら作成できるものとし、認可機関が見本を制定、公布する。
届出管理のプロジェクトは、企業の基本状況、プロジェクトの名称・建設場所・規模・内容、プロジェクト総投資額、プロジェクトが産業政策に適合していることについての声明を送付する。
- ④手続きの所要期間:認可管理のプロジェクトは、原則として申請受理から 20 業務日以内に認可または不認可を決定し、認可の場合は認可文書、不認可の場合は理由を説明した文書を発行する。
届出管理のプロジェクトは、情報に不足がなければ即時に処理する。届出証明は、企業の必要に応じて証明書を発行するか、企業自身でオンライン・プラットフォームから印刷する。
これらの情報は、社会信用情報プラットフォームを通じて公開されるほか、認可機関・届出機関以外の関係部門にも共有される。
- ⑤罰則:認可管理のプロジェクトで、認可手続きを行わずに着工したとき、または認可された建設場所・規模・内容で建設しないときは、建設または操業の停止を命じ、プロジェクト総投資額の千分の 1 以上千分の 5 以下の罰金を科し、直接の担当者及び責任者に 2 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。
届出管理のプロジェクトで、プロジェクトの情報または届出を行ったプロジェクトの変更情報を告知しないときは、期限を切って是正を命じ、是正しない場合は 2 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。

<政府認可投資プロジェクト目録の要点>

- ・この目録は、上記の認可管理のプロジェクトの範囲、認可機関、認可権限を一覧にしたもの。
- ・プロジェクトの範囲:2014 年 10 月に公布・施行された 2014 年版とほぼ同じで、農業・水利、エネルギー、交通運輸、情報産業、原材料、機械製造、軽工業、ハイテク、都市建設、社会事業、外商投資、域外投資の 12 業種・分野の 40 プロジェクト。
- ・認可機関の変更:国務院投資主管部門(注:国家発展改革委員会)から省級政府、省級政府から地方政府など下位に変更された業種が多い。
- ・禁止プロジェクトの記載:一部のプロジェクトは、新たに禁止とされた。
目録中に記載されるもの;国家が許可した計画に含まれない石油一次精製の新設・拡張プロジェクト、石油化学のエチレン・パラキシレン・ジフェニルメタンジイソシアネートの各新設プロジェクト、石炭化学のオレフィン・パラキシレンの各新設プロジェクトと年産 100 万トン超のメタノール新設プロジェクトを除くその他のプロジェクト。
通知本文に記載されるもの;鉄鋼・電解アルミ・セメント・板ガラス・船舶など生産能力過剰が深刻な業種での新設・増産プロジェクト(関係部門が土地使用許可、省エネルギー評価・環境影響評価手続き、金融支援等を行わない)、炭鉱プロジェクト(2016 年から 3 年間は原則として新設プロジェクト、生産能力を拡大す

る技術改造プロジェクト等の認可を停止する)、ガソリン車生産企業の新設プロジェクト(原則として認可しない)。

- ・外商投資:「外商投資産業指導目録」の制限類プロジェクトに対する省級政府の認可権の総投資額基準が以前の1億米ドルから3億米ドルに引き上げられた。ただし、上記12業種・分野のうち、外商投資と域外投資を除く10業種・分野のプロジェクトについては、目録に記載される内容が適用される。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2017年1月28日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>